



平成 25 年 1 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 くらコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田中 邦彦
(コード番号 2 6 9 5 東証 第 1 部)
問合せ先 取締役経理本部長 久宗 裕行
(TEL. 0 7 2 - 3 6 8 - 6 2 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 1 月 29 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ① 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的に、現行定款第 19 条の取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものがあります。また、これに伴い取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- ② 機動的な配当政策及び資本政策を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 34 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、これに伴い内容が重複する現行定款の規定を削除するものであります。
- ③ その他、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第 19 条 取締役の任期は、 <u>就任後 2 年以内</u> に終了する最終の事業年度に関する 定時株主総会終結時までとする。 <u>② 補欠または増員として選任された</u> <u>取締役の任期は、他の在任取締役の</u> <u>残任期間と同一とする。</u>	(取締役の任期) 第 19 条 取締役の任期は、 <u>選任後 1 年以内</u> に終了する最終の事業年度に関する 定時株主総会終結時までとする。 < 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<新 設> <新 設> (期末配当及び基準日) <u>第 33 条 当社は、毎年 1 0 月 3 1 日を基準日として、定時株主総会の決議により、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u> (中間配当金及び基準日) <u>第 34 条 当社は、毎年 4 月 30 日を基準日として、取締役会の決議により、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u>	(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u> (剰余金の配当の基準日) <u>第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。</u> <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。</u> <u>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> <削 除> <削 除>

3. 日程

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 25 年 1 月 29 日 (火) |
| ② 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 1 月 29 日 (火) |

以 上